

令和7年3月17日
みらい企画創造部市町村課

報道機関各位

「山形県事務・権限移譲推進プログラム」の改定案に対する意見募集の結果について

このことについて、御意見を募集したところ、下記のとおり御意見をいただきました。お寄せいただきました御意見について結果を取りまとめ、御意見に対する県の考え方ともにお知らせします。

記

1 意見の募集期間

令和7年1月20日（月）から同年2月19日（水）まで

2 提出された意見の件数

17件（意見提出者2名）

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

別紙のとおり

4 公表資料の閲覧方法

山形県ホームページに掲載するほか、次の場所で閲覧可能です。

(URL : https://www.pref.yamagata.jp/020024/2025_kengenni_jou_pabukome_kekka.html)

- ・行政情報センター（県庁1階）
- ・総合支庁総合案内窓口

【担当】みらい企画創造部市町村課
課長補佐（行政担当） 中村
電話 023-630-2083

【報道監】みらい企画創造部
重要プロジェクト等推進監（兼）次長 相田

「山形県事務・権限移譲推進プログラム」の改定案に寄せられた意見及び意見に対する県の考え方

1 意見の募集期間 令和7年1月20日（月）～令和7年2月19日（水）

2 提出された意見の件数 17件（意見提出者2人）

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

※該当箇所（資料・頁）順に記載

番号	項目	意見の概要	県の考え方
1	1 推進プログラムのポイント	「住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務・権限を優先的に配分していく」（1ページ）とあるが、事務・権限の移譲について、住民の意向を反映するための仕組み（窓口設置など）はありますか。	事務・権限の移譲については、市町村が自らの特色を活かした活力に満ちた地域社会の構築に主体的に取り組めるよう、市町村の希望を踏まえ実施しているところであり、県において住民の意向を反映するための取組みは行っておりません。
2	2 推進プログラム 策定・改定の背景	「(3)基礎自治体を強化するために」（4ページ）の「財政状況が厳しさを増す中、～」の段落と「また、市町村の連携は、～」の段落は、いずれも市町村間の連携について記載しているため、続けて記載してはいかがでしょうか。	2の(3)は、基礎自治体の強化に向けて、1段落目において行財政基盤の強化について、2段落目から4段落目までにおいて基礎自治体の機能拡大に向けた事務・権限の拡大についてそれぞれ記載していることから、改定案の構成は適切であると考えております。
3	2 推進プログラム 策定・改定の背景	「(4)推進プログラムの改定」（4ページ）の「新型コロナウイルス感染症の流行を契機として～市町村の機能拡大が重要になると考えられます。」について、淡々と社会情勢を記載するのであれば、「(2)基礎自治体の役割」又は「(3)基礎自治体を強化するために」のいずれかに記載した方が良いでしょうか。	2の(1)から(3)までは推進プログラムを策定した背景や意義について、2の(4)は推進プログラムを今回改定する背景についてそれぞれ記載していることから、改定案の構成は適切であると考えております。
4	2 推進プログラム 策定・改定の背景	「(4)推進プログラムの改定」において、行政分野では、非デジタルの領域の仕事のやり方を変えることも必要である旨記載しておく必要があると考えます。	2の(4)は、推進プログラムを今回改定する背景として主な社会の動きや課題を記載しており、全てを網羅するものではありません。 なお、非デジタル領域における仕事のやり方の見直しは大事な視点でありますので、御意見として承らせていただきます。

番号	項目	意見の概要	県の考え方
5	2 推進プログラム 策定・改定の背景	<p>「(4)推進プログラムの改定」に関し、市町村では、人口減少による人材不足、老朽化しているインフラの更新、自然災害等への対応など、取り組むべきことが山積している中、継続して質の高い行政サービスが提供できるよう、従来のやり方を大胆に変え、行動する必要があります。</p> <p>また、市町村の機能拡大については、量的な拡大だけでなく、社会情勢の変化や様々なリスクに適応した「質的」な転換も求められていることを記載する必要があると考えます。</p>	<p>2の(4)は、推進プログラムを今回改定する背景として主な社会の動きや課題を記載しており、全てを網羅するものではありません。</p> <p>なお、「質的」な取組みについては、「3 メニュー方式による移譲」(5ページ)において、市町村が自らの特色を活かした活力に満ちた地域社会の構築に主体的に取り組めるよう、積極的に移譲を実施していく旨記載しております。</p>
6	2 推進プログラム 策定・改定の背景	<p>「(4)推進プログラムの改定」の「県では、平成18年に「山形県事務・権限移譲推進プログラム」を策定し、～市町村の機能拡大を推進してきました。」の次に、移譲の実績や移譲の成果を記載してはどうでしょうか。</p>	<p>県から市町村への事務・権限の移譲実績は、「3 メニュー方式による移譲」に記載しております。</p>
7	2 推進プログラム 策定・改定の背景	<p>「(4)推進プログラムの改定」の「前回の推進プログラムの取組期間が終了したことを受け」と淡々と記載するのではなく、「今後の社会情勢の変化を見据えさらなる事務・権限の移譲が必要である」旨を記載する必要があると考えます。</p>	<p>2の(4)の最終段落は、推進プログラムを改定する契機について記載しております。</p> <p>なお、事務・権限の移譲については、「3 メニュー方式による移譲」において、市町村が自らの特色を活かした活力に満ちた地域社会の構築に主体的に取り組めるよう、積極的に移譲を実施していく旨記載しており、その前提として、国や県からの押し付けではなく、市町村の主体的な発意・希望に基づき実施されることが重要であると考えております。</p>
8	3 メニュー方式による移譲	<p>「一定の地域を単位とした移譲」(5ページ)とあるが、一定の地域の規模感を教えてください。また、一定の地域で移譲されるようバックアップ調整するのは、事務・権限移譲研究会が行うのでしょうか。</p>	<p>村山地域、最上地域、置賜地域、庄内地域をそれぞれ一つの単位として想定しており、当該地域単位で事務・権限移譲研究会を開催することとしております。</p>
9	3 メニュー方式による移譲	<p>「(4)事務・権限の移譲等に関する政府の新たな動きへの適切な対応」(8ページ)において、「答申で提言されている内容も踏まえ」とあることから、ここに山形県の市町村間の広域連携の促進に対する考え方を記載していただきたい。</p>	<p>3の(4)の最終段落は、第32次地方制度調査会の答申において「事務・権限の移譲」が市町村間の広域連携の取組みの内容の深化に資する旨報告があったことを受け、当該答申に関し言及したものです。</p>

番号	項目	意見の概要	県の考え方
			推進プログラムは、県と市町村との連携・協働を考慮し、それぞれの役割分担を踏まえた県から市町村への事務・権限の移譲を進めようとするものであり、当プログラムにおいて広域連携の促進に関する考え方を言及することは馴染まないものと考えております。
10	3メニュー方式による移譲	「(4)事務・権限の移譲等に関する政府の新たな動きへの適切な対応」の「内閣府の第32次地方制度調査会～」の段落と「その後、第33次地方制度調査会～」の段落は、国の答申の内容なので、まとめて記載した方が良いと考えます。	第32次地方制度調査会と第33次地方制度調査会の答申内容について、改行せずにまとめてしまうと見づらくなることから、改定案の構成は適当であると考えております。
11	5事務・権限移譲推進体制	「(1)個別の移譲事務の紹介等」(10ページ)に関し、現行プログラムでは、各総合支庁総務課連携支援室が市町村の窓口となっているようですが、次期プログラムでは、各総合支庁総務課連携支援室、市町村課及び各事務担当課がそれぞれ市町村との窓口となり、移譲を推進していくのでしょうか。	事務・権限の移譲については、調整段階や役割に応じて、各総合支庁総務課連携支援室をはじめ、市町村課や各事務担当課が対応します。
12	5事務・権限移譲推進体制	「(1)個別の移譲事務の紹介等」に関し、市町村が連携支援室を通さずに権限移譲可能リストや重点推進項目を作成し提示するのでしょうか。	市町村課が、権限移譲可能リストや重点推進項目を作成し、各総合支庁総務課連携支援室及び県の事務担当課に共有した上で、市町村に提示します。
13	5事務・権限移譲推進体制	「【参考】移譲の進め方(代表的な事務の流れを記載)」(11ページ)に、県・市町村地方分権検討委員会を記載しないのでしょうか。	県・市町村地方分権検討委員会は、推進プログラムを改定する際に市町村の意見を聞く場として活用されますが、具体の事務・権限の移譲に関わることはありません。
14	6スケジュール	次期プログラムから取組期間を設定しないのであれば、市町村ごとの移譲状況が分かる資料を添付してはいかがでしょうか。 また、移譲状況について、県民に毎年示すことは考慮していますか。	県から市町村への事務・権限の移譲については、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、条例で定めるとされており、県では移譲事務を定めた「山形県事務処理の特例に関する条例」を制定しており、県ホームページからご覧いただけます。 なお、移譲している事務は、令和6年4月1日現在、61法令638項目に及びますので、推進プログラムに資料として添付

番号	項目	意見の概要	県の考え方
			することは考えておりません。
15	6 スケジュール	県・市町村地方分権検討委員会について解説が必要ではないでしょうか。	「6 スケジュール」(12ページ)に「地方分権型社会の構築に向けた県と市町村との新たな関係に基づく権限移譲、市町村支援等を検討するため設置されるもの。」と注記を付します。
16	全般	事務・権限を移譲する際、市町村が支障なく事務を遂行できるよう、バックアップ体制は図られるのでしょうか。また、標準処理期間を規定していますか。	事務・権限を移譲する場合、県の事務担当課が事務処理マニュアルを整備するなど市町村への事務引継ぎを行い、移譲後もフォローアップを行っております。 なお、標準処理期間に関しては、行政手続法第6条の規定に基づき事務の移譲を受けた市町村が判断し対応することとなります。
17	全般	政府が進めるデジタルガバメントの取組みと事務・権限の移譲の間で調整は必要となるのでしょうか。	行政手続のオンライン化等に伴い市町村から事務移譲の希望があったときは、推進プログラムに基づいて取り組んでまいります。